

畜産施設衛生管理強化支援事業実施基準

制定 令和3年4月1日

改正 令和4年4月1日

畜産施設衛生管理強化支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき実施する事業について、適正な実施を図るため、採択基準等を次のとおり定める。

1 補助事業における採択基準

- (1) 実施主体が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (2) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において、補助金等の交付を受けている施設、機械装置及び資材は、補助の対象外とする。
- (3) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。
- (4) 本事業の補助対象機械装置及び資材等は、原則として新品を対象とする。
- (5) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の処分に要する費用は、補助の対象外とする。
- (6) 畜産物処理加工施設の整備及び食肉処理加工機器の導入は、HACCP 対応に要する費用のみ補助対象とする。
- (7) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。

2 補助事業の内容及び補助対象経費

(1) 衛生管理の強化

補助対象経費	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項															
飼養衛生管理資材・機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵、防鳥ネット等の資材費及び請負工事費 ・車両消毒装置等の機材費及び請負工事費 															
家畜飼養管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・牛舎、豚舎、鶏舎等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費と請負工事費の補助限度額（ストール・ゲージ等付帯部分を除く）は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>肉用牛舎</td> <td>29千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>乳用牛舎</td> <td>45千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>一般豚舎</td> <td>45千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>分娩豚舎</td> <td>59千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>鶏舎</td> <td>48千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> </table> 	肉用牛舎	29千円/㎡	(税抜)	乳用牛舎	45千円/㎡	(税抜)	一般豚舎	45千円/㎡	(税抜)	分娩豚舎	59千円/㎡	(税抜)	鶏舎	48千円/㎡	(税抜)
肉用牛舎	29千円/㎡	(税抜)														
乳用牛舎	45千円/㎡	(税抜)														
一般豚舎	45千円/㎡	(税抜)														
分娩豚舎	59千円/㎡	(税抜)														
鶏舎	48千円/㎡	(税抜)														
家畜排せつ物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥舎、浄化处理施設等の整備、改築、修繕に係る資材費、機材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費、機材費及び請負工事費の補助限度額は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>堆肥舎（付帯設備を除く）</td> <td>45千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>尿貯留施設（1,000 m³未満）</td> <td>30千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>（1,000 m³以上）</td> <td>25千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> </table> 	堆肥舎（付帯設備を除く）	45千円/㎡	(税抜)	尿貯留施設（1,000 m ³ 未満）	30千円/㎡	(税抜)	（1,000 m ³ 以上）	25千円/㎡	(税抜)						
堆肥舎（付帯設備を除く）	45千円/㎡	(税抜)														
尿貯留施設（1,000 m ³ 未満）	30千円/㎡	(税抜)														
（1,000 m ³ 以上）	25千円/㎡	(税抜)														
家畜排せつ物処理機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥発酵攪拌装置、切返作業機、堆肥散布機等の機材費及び請負工事費 															
飼料関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料保管庫、飼料調整施設等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・施設に係る資材費と請負工事費の補助限度額は次のとおりとする。ただし修繕の場合は除く。 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>飼料保管庫</td> <td>45千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> <tr> <td>飼料調整施設</td> <td>50千円/㎡</td> <td>(税抜)</td> </tr> </table> 	飼料保管庫	45千円/㎡	(税抜)	飼料調整施設	50千円/㎡	(税抜)									
飼料保管庫	45千円/㎡	(税抜)														
飼料調整施設	50千円/㎡	(税抜)														
死亡畜保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡畜保管庫等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 															
畜産物処理加工施設・機械装置	<ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに対応した食肉処理場、食鳥処理場等の整備、改築、修繕に係る資材費及び請負工事費 ・HACCPに対応した食肉処理加工機器等の機材費及び請負工事費 															

※機械装置の設置に係る受電施設の整備費は、補助対象外とする。

(2) スマート畜産の導入（作業の省力化）

補助対象経費	補助対象となる経費、事業実施に当たっての留意事項
飼料給与関係機械装置	・自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、餌寄せロボット等の機材費及び請負工事費
畜舎温度制御機械装置	・換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置、畜舎温度管理制御システム、自家発電機等の機材費及び請負工事費
家畜飼養管理機械装置	・発情発見機、分娩監視装置、その他個体装着型家畜管理装置、哺乳ロボット等の機材費及び請負工事費
搾乳関係機械装置	・搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、乳頭洗浄機、オートサンプラー等の機材費及び請負工事費
衛生管理高度化機械装置	・畜舎洗浄・清掃ロボット、ふん尿除去機械装置、脱臭関係装置等の機材費及び請負工事費
畜産物管理機械装置	・自動集卵装置、洗卵・選別機械装置等の機材費及び請負工事費

※機械装置の設置に係る受電施設の整備費は、補助対象外とする。

附 則

この実施基準は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

この実施基準は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。